平成２５年（フ）第２７８４号
大阪市平野区瓜破２丁目１番36号　メゾンドギャルソン203
債務者　松本かおり
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５２号
大阪府東大阪市荒川２丁目９番16号
債務者　長島　正明
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８９４号
大阪府東大阪市西石切町１丁目６番39号　ライフツジモト302
債務者　宮武　育代
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９１９号
大阪府守口市金田町６丁目11番６号
債務者　宮内　一郎
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９５２号
大阪府豊中市曽根東町６丁目７番22号
債務者　神領　重信
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９５６号
大阪市平野区長吉長原東３丁目２番43号ブリランテ201
債務者　近藤　浩司（旧姓伊丹）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９６５号
大阪府茨木市春日３丁目13番39号
債務者　大河原幸子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９７５号
大阪市天王寺区小橋町２番10―1103号
債務者　向井順子こと　金　　順子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０１０号
大阪市天王寺区上汐３丁目６番３―201号
債務者　松岡るり子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２４号
札幌市北区北36条西２丁目１番１―203号
債務者　牧野　裕也
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７６号
北海道江別市東野幌町40番地の３　５棟201号
債務者　本間　公信
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８５号
北海道恵庭市柏木町431番地29
債務者　安藤　彰彦
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３５号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目２番10―102号
債務者　松下　由希
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４７号
札幌市豊平区旭町２丁目１番12―405号
債務者　細貝　洋基
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９２号
札幌市白石区本郷通１丁目南３番９号　新永荘104号
債務者　森　　恵美
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１１号
札幌市西区発寒４条５丁目１番５号
債務者　北村晶紀子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１３号
札幌市北区屯田６条９丁目５番11号
債務者　宮本眞恵子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２４号
札幌市西区山の手４条10丁目２番18―206号
債務者　佐藤みどり
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部